

令和8年第7回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年7月6日（月）16時30分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	×
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 14名） （推進委員 4名）

欠席委員 （農業委員 0名） （推進委員 1名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治
羽曳野市農とみどり推進課 吉崎弘樹

案 件

・報告	第16号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3 件
・報告	第17号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・報告	第18号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
・議案	第16号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
・議案	第17号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2 件
・議案	第18号	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る 意見聴取について	1 件
・議案	第19号	農地利用最適化推進委員候補者の決定について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 16：30】

事 務 局	皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、ただ今より令和8年第7回農業委員会定例会を開催させていただきます。 まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆さんこんにちは。 本日は足元の悪い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。最後の定例会となりました。ここまでこの3年間何事もなく無事これたのは、ここにおられる委員様と事務局の皆様のおかげだと感謝しております。 また来月から新メンバーで執行されますが、羽曳野市の農業委員会の益々の発展とここにおられる皆様方のご健勝を祈念しましてはなはだ簡単でございますが開会の挨拶に代えさせていただきます。どうも3年間ありがとうございました。
事 務 局	それでは、令和8年第7回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 丹比地区2件、埴生地区1件の計3件です。 報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 埴生地区1件です。 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について 古市地区1件です。 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区1件です。 議案第17号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件、駒ヶ谷地区1件の計2件です。 議案第18号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る意見聴取について 西浦・新町地区1件です。 議案第19号 農地利用最適化推進委員候補者の決定について1件です。

事 務 局	以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件5件、議案案件5件合計10件となります。 なお、本日欠席の委員は、駒ヶ谷地区の吉田繁委員です。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を塩田委員と松本武博委員に申し上げます。 報告第16号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域内の自分の農地を自分で使用するための転用届けとなります。 1件目です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、河原城898番2 地目は田 面積は636㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、大谷章委員です。 2件目です。 位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、檜山215番1 地目は畑 面積は297㎡ 檜山215番3 地目は畑 面積は161㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、大谷憲央委員です。 3件目です。 位置図③4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、学園前一丁目805番9 地目は畑 面積は199㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について、問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、

事 務 局	ご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 報告第17号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域内の農地の権利の移転を伴う転用届出です。 位置図④5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、学園前一丁目805番89 地目は畑 面積は192㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、駐車場です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので、ご報告とさせていただきます。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 報告第18号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。 これは、小作契約を合意の上、解約した旨を農業委員会に通知するものです。 位置図⑤18条通知をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、誉田七丁目852番1 地目は、田 面積は、915㎡ 賃貸人と賃借人については議案書のとおりです。 解約目的は、賃貸人(所有者)から明け渡しの要求があったためです。 現地確認委員は、笹本委員です。 現地確認をしていただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので、ご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員から異議がありません

奥野議長	でしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。 議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第16号農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 地図⑥3条許可をご参照ください。 地区名は駒ヶ谷地区 申請地は羽曳野市飛鳥42番1 地目は 畑 面積は205㎡ 羽曳野市飛鳥42番2 地目は 田 面積は839㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は、飛鳥地内にある国道166号沿いにある市街化調整区域内農地です。 農地としては、雑木や雑草が茂っている遊休農地でしたが、譲受人の甥が保全活動を行っています。 農地の権利は譲渡人の外2名と共有の持分を贈与で受けるものです。今後の営農活動を主となり進めていくために持分移転を受けられます。 農業経験は、父と主にブドウ農家としてやってこられたので、引き続きこの農地で作っていく計画です。従事日数も通作距離も問題無く、農地を保全後に計画どおり営農活動を行われるものと判断いたします。 現地確認委員は、吉田隆美委員です。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農地法3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	この件につきまして、現地調査してまいりました。譲渡人と譲受人、おじさんから甥っ子に3条で売買するという事になった。この譲渡人の方は、今は農業をされておりませんでした。雑木や雑草でいっぱいだったのですが、そこがきれいに整地をされてこれから農業をするということなので、今までのような原野の形からきれいになるということなのでいいことかなと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷の農地法3条の規定による許可申請については原案通り可決決定いたします。 議案第17号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第17号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、2件続けてご説明させていただきます。 1 件目です。

事務局	地図⑦利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は 古市1510番1 地目は田 面積は840㎡ 古市1511番1 地目は田 面積は201㎡ 古市1512番1 地目は田 面積は274㎡ 以上3筆です。 権利の種類は、使用貸借権となります。 契約期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間となります。 農地は、古市地内にあり、保全はされている状態です。 場所は、市立石川プラザの北方に位置します。 周辺は田畑が広がり申請地は市道沿いに隣接します。 借受人は柏原市の農家の方で水稻及び野菜を耕作されています。 今回は羽曳野市内で規模拡大のため農地を希望されており、紹介を介して今回当該地農地を借りられます。 年間従事日数は300日、機材はトラクター、稲刈り機、田植え機を所有。 通作距離も近く、農業での従事年数は40年の経歴があり、営農計画どおり支障なく営農されるものと判断いたします。 現地確認委員は麻委員です。 続いて2件目です。 地図⑧利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、議案書のとおりとなっております。 権利の種類は、使用貸借権です。 契約期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日までの10年間です。 現地については、駒ヶ谷地内にある市街化調整区域内農地です。 国道166号線沿いに5筆共隣接している状態です。 状況は棚が残っていますが、しばらく耕作されていなかったのか、雑草等がありますが、保全に向けて申請者の方が活動をしている状態でございます。 借受人は、農業の従事歴は2年10カ月で約2600㎡ほどの農地を借りておられ、水稻、野菜、ブドウを作られています。今回借りられる農地の予定作物はブドウです。 機材は動力噴霧器を所有、従事日数が300日を計画、通作距離も近く、営農計画において特段支障はないと考えます。 現地確認委員は植野委員です。 以上2件、ご審議の方よろしく願いいたします。
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	この件につきまして7月3日現地の確認に行っていました。 現状、耕作はされておりまして、管理は良好にされていると思われます。 借受け人の方につきましても水稻を作付されるということなので、適切に収穫されると思いますので問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。

奥野議長	1 件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。 2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	現地は7月3日に行ってまいりました。だいたい20年以上、耕作放棄地という感じで、今では木が生い茂ってしまっていて、回復するには2、3年かかるのではないかと。借りる人は若い人で、やる気があって10年間で元通りにしてくれるようです。たいへん期待しております。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。 議案第18号地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る意見聴取について、事務局より説明をお願いします。
農とみどり推進課	羽曳野市農とみどり推進課の吉崎です。 ただいまより農業経営基盤強化促進法の第19条第6項の規定に基づく意見聴取をさせていただきます。 この意見聴取は変更に係る意見聴取であります。直近では今年の4月の定例会時に広瀬・東阪田地区、河原城・埴生野地区、壺井・通法寺地区に意見聴取した事案と類似しており、今回は西浦・新町地区の変更であります。お手元の書類の最後の変更の概要をご覧ください。 今回の変更する理由は、西浦・新町地区地域計画策定範囲内で農地転用の相談があったからです。 農地の転用は農地法第4条もしくは第5条において、申請者は農業委員会に申請し、農業委員会が受理した後、定例会にて審査を行うのが従来の流れでしたが、地域計画が策定された農地、つまり地域計画策定内農地については、従来の流れの前段階に、地域の皆様で集まって地域計画からの除外の可否について話し合いを行い、地域計画から除外した後に農地転用の申請が可能となる流れに変わりました。 本日は、西浦・新町地区の対象農地について、農地転用の申請を行う前に、先月の6月23日に地域農業者の代表及び本市で計画からの除外の可否について話し合い、その結果を計画に落とし込みましたので、その計画案について意見聴取を行うものです。 それでは西浦・新町地区の地域計画変更について説明いたします。 お手元にあります、地域計画変更の概要のページをご覧ください。 この変更の概要のページには先ほど申し上げました地域計画策定範囲内農地の転用の相談があった農地を記載しております。転用の相談があった農地は4筆ございまして、結論から申し上げますと、4筆すべて除外することになりましたので地域計画に係る目標地図から1から4の対象農地を除外しました。 お手元の地域計画のホチキス止めの地域計画の案をご覧ください。

農と みどり 推進課	計画変更案の1、地域における農業の将来の在り方(1)地域計画の区域の状況の欄にあります農業振興地域の内、区域内の農用地等面積、緑色でマークしています4筆全て除外することになりましたので、こちらを修正しております。除外予定農地の面積の合計は2,259㎡でありますので、haで表すと0.2haとなります。そのため、緑色でマークしてあります数値は、変更前は20.5でありましたが、0.2haを引いた20.3haとなっております。 また下にあります②田の面積は4筆とも田であることからこちらの数値も旧の数値は20.4haでありましたが、こちらも0.2haを引きました20.2に修正しております。 お手元の書類の目標地図をご覧になって下さい。地図を付けているのですが、地図にある赤丸、今回4筆共除外することになったので、この農地については、色を付けていないようになっていきます。農地転用の相談があったため地域の皆様と話し合った結果、農地として使っていないという結果になりましたので、地図にある赤丸の農地4筆は色がないように地図を修正してあります。 その他の変更としましては、お手元の地域計画変更案3ページ目をご覧になっていただきたいのですが、4. 地域内の農業を担う者一覧の中で、緑色でマーカーでチェックしているのですが●●●氏は令和8年6月23日時点において、認定新規就農者の有効期限が切れているため、表の属性欄を認定新規就農者であれば認就というふうに記載しなければならないのですが、認定新規就農者の有効期限が切れているため利用者という属性に修正しました。 西浦・新町地区の地域計画変更に係る私からの説明は以上となります。 この地域計画変更案について何かご意見やご質問はありますでしょうか。 質問がないようなので、こちらの内容の適否についてご意見をいただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。
奥野議長	西浦・新町地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦・新町地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。 議案第19号農地利用最適化推進委員候補者の決定についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本件候補者である高橋委員の一時ご退室をお願いします。 それでは事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第19号農地利用最適化推進委員候補者の決定についてご説明申し上げます。 農地利用最適化推進委員につきましては、平成28年4月に農業委員会等に関する法律によって新設されたものでございまして、農業委員と連携して地域での日常的な現場活動等を担っていただくことが主たる任務でございます。 今回、羽曳野市においては5名の方、5地区の推進委員さんがおられますので、今回の改選に伴って推薦をいただいて候補者を決定するということを伺うものでございます。 それでは、別紙にあります、議案第19号の各5人の方のお名前ですが、西部地区より鬼迫様、野地区の白樫様、東部におかれましては、現在委員を務めてお

事 務 局	られます尺度地区高橋様、大黒地区の中尾様、古市地区の出水様、この5名の方が候補者としてあがってきましたので、皆様ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
奥野議長	農地利用最適化推進委員候補者の決定について委員の皆様いかがですか。
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、農地利用最適化推進委員候補者の決定については原案どおり可決決定いたします。 併せて、次期農業委員会へ申し送ります。ご退室いただいた高橋委員の入室をお願いします
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 17：00】